

## ～ 住宅バリアフリー改修の対象工事について ～

### ○対象工事

#### 1、廊下の拡幅

車いすで容易に移動するための廊下・通路・出入口の幅を拡張するための工事

#### 2、階段の勾配の緩和

階段の設置・改良によりその勾配を緩和する工事

#### 3、浴室の改良

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事。固定式の移乗台、踏み台、手摺りその他の高齢者等の浴槽の出入を容易にする工事。高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具の設置工事

#### 4、手すりの取り付け

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

#### 5、床の段差の解消

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）

#### 6、引き戸への取替

開戸を引戸、折戸等に取り替える工事、開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事、戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

#### 7、床表面の滑り止め化

便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

#### 8、その他バリアフリーに関する工事

個別審査により決定

## ～ 住宅耐震改修の対象工事について ～

### 基本的考え方

#### 1、耐震診断

住宅の地震に対する安全性の評価を次のいずれかの方法により行うものとします。

- (1)「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）」による耐震診断
- (2)前号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断

#### 2、対象となる工事・設計

次のいずれかに該当する昭和56年5月31日以前に着工された 一戸建て木造住宅の耐震改修（補強）工事・（補強）設計が原則です。

- (1)耐震診断（一般診断）を実施し、判定値が1.0未満と診断された住宅について、判定値1.0以上とする耐震改修（補強）工事及び（補強）設計。
- (2)耐震診断（一般診断）を実施し、地盤・基礎の指摘事項について改善する工事で判定値が 工事後において1.0以上になる耐震改修（補強）工事及び（補強）設計。

#### 3、耐震改修（木造住宅）とは

基礎の安全性と上部構造の安全性を確保する。

#### 4、上部構造

建築士（耐震改修技術者）が「木造住宅の耐震診断と補強方法」（平成16年、財団法人日本建築防災協会刊）に定める方法等で補強設計を行ない安全性を確保すること。

#### 5、基礎の安全性

補強設計を行う建築士（耐震改修技術者）が基礎の安全性を判断すること。ただし、以下の内容が含まれていることが必要。

- ① 基礎にひび割れが存在しているときは具体的な補強方針が明示されていること。
- ② 1階に新たな耐力壁を設置する場合は、その軸組の下には安全な基礎の立ち上がり確保されていること。
- ③ 基礎に新たな引き抜き力を直接負担させるときは、その引き抜きに対して基礎の安全性が確保されていることが具体的に立証されていること。
- ④ 地盤の状態にみあった適切な基礎であること。

#### 6、補強工事助成対象範囲

補強に必要な解体工事、補強工事、仕上げ工事（従前同程度）等を原則とします。補強例等は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」を参照してください。

## 住宅バリアフリー改修・耐震改修助成対象工事一覧表（例示）

NO	内 容	バリアフリー改修		耐震改修	
1	外壁の改修、塗装、コーキング等	○	ユニットバス等を外壁から入れる場合の補修面	○	外部からのスジカイ設置壁面
2	断熱（グラスウール等）工事等	○	バリアフリー対象工事に伴う場合	○	外部からのスジカイ等補強が必要な壁面
3	屋根改修、屋根塗装、雪止めの設置等	×		×	
4	床・壁・天井の仕上げ材（フローリング、クロス等）	○	バリアフリー対象工事に伴う場合	○	内部からのスジカイ等補強が必要な壁面、床・天井の一部
5	ドア、ふすま、障子等建具の取替え	○	開戸を引戸、折戸等に取り替。開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替。戸の開閉を容易にする器具の設置等	×	
6	間取り及び廊下幅の変更に伴う壁等の造作	○	車椅子利用・手摺り設置等のバリアフリー対象工事となる場合	○	耐震補強工事に関わる場合
7	手摺りの設置	○		×	
8	浴室ユニットバスの設置	○	段差解消・手摺り等バリアフリー対象工事となる場合	×	
9	トイレの改修	○	段差解消・手摺り・便器の洋式化等バリアフリー対象工事となる場合	×	
10	洗面台の設置	○	車椅子で使用出来る等バリアフリー品の場合	×	
11	台所システムキッチン	○	車椅子で使用出来る等バリアフリー品の場合	×	
12	ガス給湯器、灯油ボイラー、電気温水器の設置	×		×	
13	給水給湯用配管及び水栓	○	シングルレバー等バリアフリー化した場合のみ	×	
14	上下水道配管	○	浴室等をバリアフリー化した場合	×	
15	暖房設備の設置	×		×	
16	カウンター、棚、収納の造作、システム収納の設置	○	取っ手、手摺りを配慮したものは対象	×	
17	ホームエレベーター、移動補助機器等の設置	○		×	
18	照明器具	×		×	
19	スイッチ、コンセントの設置等電気工事	○	大型スイッチへの取替え等の場合	×	
20	電気製品（テレビ、ストーブなど）	×		×	

NO	内 容	バリアフリー改修		耐震改修	
21	玄関フード、サンルーム設置	○	バリアフリー対象工事に伴う場合	×	
22	住宅組込み車庫	○	車庫から居室までバリアフリー化等の場合	×	
23	住宅と別棟の車庫、カーポート、物置、農作業小屋（納屋、D型倉庫等）の設置工事	×		×	
24	住宅部分の増築	○	バリアフリー対象工事に伴う場合	×	
25	門、塀、ほか外構工事	×		×	
26	屋外ロードヒーティング	○	住宅内部のバリアフリー化を行った上での、車椅子利用、高齢者転倒防止に配慮した場合（ただし、市の融雪設備設置資金融資制度を利用した場合は対象外）	×	
27	ウッドデッキ、パーゴラ	×		×	
28	窓ガラスの交換 網戸の交換	×		×	
29	窓サッシの取替え	×		○	スジカイ等の補強により開口面積が変更になる場合のみ対象
30	太陽光発電装置の設置	×		×	
31	地中ヒートポンプ冷暖房設備	×		×	
32	廃材の処理費用	×		×	
33	カーテン・家具・備品等	×		×	
34	火災報知機の設置	×		×	
35	防犯装置（監視カメラ、赤外線防犯システム等）の設置	×		×	
36	テレビドアホンの設置	×		×	
37	換気扇、換気空清機ロスタイの設置	×		×	
38	テレビアンテナ設備の設置	×		×	

\*不明な点は担当までご相談ください

## 住宅リフォーム助成対象工事一覧表（例示）

NO	内 容	住宅		店舗等併用住宅 の店舗等部分	
1	外壁の改修、塗装、コーキング等	○		○	
2	断熱（グラスウール等）工事等	○		○	
3	屋根改修、屋根塗装、雪止めの設置等	○		○	
4	床・壁・天井の仕上げ材（フローリング、クロス等）	○		×	
5	ドア、ふすま、障子等建具の取替え	○		×	
6	間取り及び廊下幅の変更に伴う壁等の造作	○		×	
7	手摺りの設置	○		×	
8	浴室ユニットバスの設置	○		×	
9	トイレの改修	○		×	
10	洗面台の設置	○		×	
11	台所システムキッチンの設置	○		×	
12	ガス給湯器、灯油ボイラー、電気温水器の設置	×		×	
13	上下水道配管（給水給湯用配管及び水栓含） ※外部（道路から建築物まで）のみの工事は対象外	○	トイレ・台所・浴室等の内部工事を伴う場合に限る。	×	
14	冷暖房設備の設置（エアコン、FF暖房機等）	×		×	
15	カウンター、棚、収納の造作、システム収納の設置	○		×	
16	ホームエレベーター、移動補助機器等の設置	○		×	
17	照明器具	×		×	
18	スイッチ、コンセントの設置等電気工事	○		×	
19	電気製品（テレビ、ストーブなど）	×		×	
20	玄関フード、サンルーム設置	○		○	
21	住宅組込み車庫	○		×	
22	住宅と別棟の車庫、カーポート、物置、農作業小屋（納屋、D型倉庫等）の設置工事	×		×	
23	住宅部分の増築	○	別棟は対象外	×	
24	門、塀、ほか外構工事	×		×	
25	屋外ロードヒーティング	×		×	
26	ウッドデッキ、パーゴラ	×		×	
27	窓ガラスの交換、網戸（ロール、ブリーツ）の交換	○		○	
28	窓サッシの取替え	○		○	
29	太陽光発電装置の設置	○		×	
30	地中ヒートポンプ冷暖房設備	×		×	
31	廃材の処理費用	×		×	
32	カーテン・家具・備品等	×		×	
33	火災報知機の設置	○		×	
34	防犯装置（監視カメラ、赤外線防犯システム等）の設置	○		×	
35	テレビドアホンの設置	○		×	
36	換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○		×	
37	テレビアンテナ設備の設置	○		×	

※店舗等併用住宅は住宅部分のリフォームを行う方のみ対象。他から補助を受けたものは対象外。

不明な点は担当までご相談ください

# 住宅省エネ改修助成の対象工事について

工事種別	対象となる工事	
建物全体の断熱改修	建物全体の外皮平均熱貫流率を0.46W/(m <sup>2</sup> ・K)以下とする工事	
開口部の省エネ改修	窓及びドアの断熱性能を高める工事	
躯体の省エネ改修	外壁全体の断熱性能を高める工事	
	屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事	
	床全体の断熱性能を高める工事	
高効率設備の導入	高断熱浴槽	JIS A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
	電気ヒートポンプ	JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6 %以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が 102 %以上であること。
	節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
	燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること (燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備	燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可)	
	ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 JIS B 8122 )に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準)で 80 %以上であること。	
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン ①国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	
LED照明	工事を伴うものであること。	
節水型トイレ	JIS A5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5ℓ以下)	
その他	深川市と協議し、認められたもの	

# 住宅省エネ改修助成の対象工事について

## 1 補助対象となる要件

太陽光発電設備と蓄電池の両方を設置する工事、  
または太陽光発電設備が既設である住宅で、蓄電池を新たに設置する工事  
または蓄電池が既設である住宅で、太陽光発電設備を新たに設置する工事

## 2 補助対象となる設備の要件

補助対象設備	対象設備の要件等
太陽光発電	<p>(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>
蓄電池	<p>(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電容量が17.76kWh未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>